人事・労務に役立つ News Letter

事務所通信 6 月号

発行：**社会保険労務士事務所フェニックス**
〒730-0012　広島市中区上八丁堀 8-10
TEL:082-846-6481 FAX:846-6482 e-mail:sr-shinozaki@wi.kualnet.jp
発行日:2016 年 6 月 1 日

連載トピックス

雇用保険法等の一部を改正する法律が成立①

労働者の離職の防止や再就職の促進を図ること、高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図ることなどを目的として、雇用保険法、育児・介護休業法などが改正されることになりました。企業実務に影響を及ぼす改正も含まれていますので、今回から数回に分けて、重要な部分を紹介いたします。

まずは全体像をみていきましょう。

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

1. 失業等給付に係る保険料率の見直し〔労働保険徴収法関係〕

雇用保険の財政状況等を勘案し、失業等給付に係る雇用保険率を引き下げる。【施行済】

2. 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し〔育児・介護休業法、雇用保険法関係〕

⑴ 多様な家族形態・雇用形態に対応するため、
① 育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間にある子等）
② 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等
を行う。【平成 29 年1月施行】

⑵ 介護離職の防止に向け、
① 介護休業の分割取得（3回まで、計 93 日）　② 所定外労働の免除制度の創設
③ 介護休暇の半日単位取得　④ 介護休業給付の給付率の引上げ
（賃金の 40%→67%）等を行う。【平成 29 年1月施行（ただし、④は平成 28 年8月）】

3. 高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備
〔雇用保険法、労働保険徴収法、高齢者雇用安定法関係〕

⑴ 65 歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とする。
【平成 29 年1月施行（ただし、保険料徴収は平成 31 年度分まで免除）】

⑵ シルバー人材センターの業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り、週 40 時間までの就業を可能とする。【施行済】

4. その他〔男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法、雇用保険法〕

⑴ 妊娠した労働者等の就業環境の整備
妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。【平成 29 年1月施行】

⑵ 雇用保険の就職促進給付の拡充
・失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率を引き上げる。
［支給日数：1／3以上を残した場合、残日数の 50%→60%　2／3以上を残した場合、残日数の 60%→70%］
【平成 29 年1月施行】
・「求職活動支援費」として、求職活動に伴う費用（例：就職面接のための子の一時預かり費用）について新たに給付の対象とする。【平成 29 年1月施行】

☆ 最も重要な改正は、３⑴の 65 歳以降に新たに雇用される者への雇用保険の適用拡大でしょう。将来的には雇用保険料の高年齢労働者の免除もなくなります。就業規則などの改訂が必要となってくる改正もありますので、ご質問があればお声かけください。

トピックス　通勤手当の非課税限度額の引き上げが決定

給与所得者（従業員）に支給する通勤手当の非課税限度額が、１か月当たり 10 万円から、１か月当たり「15 万円」に引き上げられました。

改正後の通勤手当の非課税限度額など

●改正後の1か月当たりの非課税限度額

次のようになりました（下線部分が改正箇所です）。

区分	課税されない金額
① 交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当	１か月当たりの合理的な運賃等の額 （**最高限度　150,000 円**）
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	片道の通勤距離に応じて、 31,600 円～4,200 円 ㊟片道の通勤距離が2キロメートル未満である場合は全額課税
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	１か月当たりの合理的な運賃等の額 （**最高限度　150,000 円**）
④ 交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	１ か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 （**最高限度　150,000 円**）

〔解説〕公共交通機関のみを利用している場合は、**1か月当たり 150,000 円が非課税の限度額**となります（それを超える部分については課税）。なお、合理的な運賃等の額が非課税の対象ですから、たとえば、新幹線のグリーン料金は限度額を超えるか否かを問わず、課税されることになります（グリーン料金の部分は合理的な運賃等ではない）。

●適用関係

改正後の非課税規定は、**平成 28 年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用**されます。なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

㋐ 平成 27 年 12 月 31 日以前に支払われたもの
㋑ 平成 27 年 12 月 31 日以前に支払われるべき通勤手当で、平成 28 年1月1日以後に支払われるもの
㋒ ㋐又は㋑の通勤手当の差額として追加支給されるもの

☆　この改正は、平成 28 年１月１日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除く。）について適用されます。
　そのため、すでに支払った通勤手当について、過納となる税額が生じることがあります。その場合は、本年の年末調整の際に精算することになります。

お仕事カレンダー 6月

6/10	●一括有期事業開始届の提出（建設業） 主な対象事業：概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ●5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
6/30	●5月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付 ●児童手当現況届の提出 ●個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第1期＞ ●4月決算法人の確定申告・10 月決算法人の中間申告 ●7月・10 月・翌年1月決算法人の消費税の中間申告

◆あとがき◆